

令和4年度

第10回 阿波市教育委員会定例会会議録

阿波市教育委員会

令和4年度第10回 阿波市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和5年1月25日(水)

開会 午後2時00分

閉会 午後2時40分

2 場 所 阿波市役所 本庁 3階 306会議室

3 出席委員

教 育 長	高 田 稔
教育長職務代理者	庄 野 憲 二
委 員	重 清 由 充
委 員	細 川 敬 雄

4 会議出席者

教 育 部 長	森 友 邦 明
教 育 次 長	佐 藤 正 彦
教育次長兼教育総務課長	酒 卷 達 也
学 校 教 育 課 長	前 田 耕 志
社 会 教 育 課 長	板 東 毅
学校給食センター所長	矢 部 泰 世
(書記) 教育総務課課長補佐	佐 坂 景 子

5 議題

- (1) 阿波市不登校児童生徒の出欠の取扱い等に関する要綱の制定について
- (2) 阿波市適応指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部改正について
- (3) 準要保護の認定について

会議の大要は、次のとおり。

【高田教育長】定例会を開催する旨を告げる。

前回会議録の承認について

【高田教育長】前回会議録の承認について何かご意見ございませんか。

〈質 疑〉

なし

【高田教育長】それでは承認いたします。

教育長の報告について

【高田教育長】12月27日から1月25日までの、主だった教育委員会行事について報告。
何かご質問はございませんか。

〈質 疑〉

なし

【高田教育長】報告を終わり、議事に進みたいと思います。

議案第1号 「阿波市不登校児童生徒の出欠の取扱い等に関する要綱の制定について」

議案第2号 「阿波市適応指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部改正について」

【高田教育長】議案第1号「阿波市不登校児童生徒の出欠の取扱い等に関する要綱の制定について」及び議案第2号「阿波市適応指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部改正について」事務局より一括して説明をお願いします。

【佐藤教育次長】阿波市不登校児童生徒の出欠の取扱い等に関する要綱の制定について、阿波市適応指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部改正について説明。

【高田教育長】ただいまの、議案第1号及び議案第2号についてご質問等ございませんか。

〈質 疑〉

【庄野委員】先日の総合教育会議の説明の中にも、今の説明の中にもICTを使った不登校児に対する支援をしているということを書いていましたが、この新しい要綱ができたら今年度でどのくらい子どもさんが適用されるようになりますか。

【佐藤教育次長】今のところ学校から相談を受けている子どもは1名です。いろんなところで勉強をしている資料を添えて相談がありました。

【庄野委員】それ以外でしている子はいるんですか。

【佐藤教育次長】それ以外はまだありません。今後このような対応ができるようになると、さらに主体的に進路を考え、意欲的な子どもたちも増えてくると思います。

【庄野委員】もう1点、この要綱の中に「当該学習活動が学校復帰を前提とし」という

部分がありますね。教育支援センターの要綱の方では、「学校復帰への指導及び援助を行うため」のところの学校復帰というのがふさわしくないということで、違う文言に変えたとありましたが、これが相反することにはならないですか。

【佐藤教育次長】第5条の第1項(2)には学校復帰という文言がありますが、下の第2項(3)では「学校復帰を前提とし、かつ、当該児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると判断される活動であること」等いろんなところから出てきているので、学校復帰も含まれるものとなります。

【庄野委員】それだけではないんだけど、その中の一つには学校復帰もあるということですね。

【高田教育長】この不登校の出欠の取扱いの場合に学校復帰を前提にということを外してしまったら、学校に来なくていいというような解釈をされる場合もありますので、あくまでも出席扱いする場合には学校復帰ということが大前提となります。現実にも今学校でICTを活用してオンライン学習でしているところもありますが、今のところはなかなかこの要綱に沿うようなところまで整っているところはまだまだ少ないと思っております。コロナ禍は、臨時休業等の措置がありますので、この対象にはならないんです。というのは、出席停止です。出席とも欠席ともなりません。ですからこの要綱はあくまでもひきこもり状態であったりとか、そのような子どもさんが民間のさまざまな学習の機会をとらえて、勉強をしているにもかかわらず、評価が低いとか出席扱いでないことに対する救済措置に近いところがあると思います。文科省通知に沿って作らせていただいたのですが。

【重清委員】これまでは出席扱いではなかったということですね。

【高田教育長】はい、そうです。

【重清委員】これまでは欠席だったのが、今回の不登校の児童生徒がICTを活用した学習を受けたら出席扱いになるということですね。

【佐藤教育次長】そうです。

【高田教育長】第4条で明確に書いていますが、適応指導教室は出席扱いでございました。フリースクールまでは示していませんでした。さらにフリースクールとICTでさまざまな要件を満たした場合には、というようなことです。

【佐藤教育次長】令和5年1月1日から適用になります。

【高田教育長】ここで審議をしていただきますが、今年からこういった子どもさんが該当する場合には、校長と市教委が相談する中で要件を満たす場合には出席扱いにするとしていきたいと考えております。議案第2号についてのご質問はございませんか。

【細川委員】不登校児童生徒の出欠の取扱い等に関する要綱というのは、前のものと変わったのは、文科省がICTを使った学習も構わないということと先ほど教育長さんがおっしゃったフリースクール等の民間施設を、というところの文言を入れたこと

によって令和5年1月1日から変えるということですか。

【佐藤教育次長】この要綱については初めてになります。

【細川委員】今まではなかったということですか。

【高田教育長】はい。

【細川委員】私が校長をしていた時は、適応指導教室「阿波っ子スクール」に通っていたらそれは出席扱いにするという形でしたが、阿波市には今までこれがなかったということで新しく要綱を制定するということですね。

【高田教育長】文科省からはかなり前からこういった形で通知は出ておりましたので、それに準じて対応してくださいと、申し合わせていたと思います。きちんと明文化したのは今回が初めてです。

【佐藤教育次長】適応指導教室の設置要綱の中に、出席として取り扱うことができるという文言はあります。ですから、適応教室だけはあったということです。

【高田教育長】また、ご意見ご質問等ございましたら、その都度、ここで審議させていただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひします。それでは、議案第1号「阿波市不登校児童生徒の出欠の取扱い等に関する要綱の制定について」及び議案第2号「阿波市適応指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部改正について」は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【各委員】異議なし。

【高田教育長】異議なしと認め、議案第1号及び議案第2号は原案のとおり決定されました。続きまして、議案第3号「準要保護の認定について」は、個人情報が含まれる内容となりますので、阿波市教育委員会会議規則第17条の第1項の規定により秘密会とし、非公開としてよろしいか。

【各委員】異議なし。

【高田教育長】異議なしと認め、議案第3号は秘密会とし、非公開といたします。

〈秘密会〉

【高田教育長】秘密会を解きます。以上で本定例会に付議された議案はすべて終了しました。

その他

【高田教育長】委員、事務局に何かあるか尋ねる。

【佐藤教育次長】教育委員会の卒業式出席について説明。

【高田教育長】ただ今の件で何かご質問等はございませんか。

〈質 疑〉

なし

【高田教育長】ほかに何かございませんか。

【酒巻教育総務課長】令和5年度会計年度任用職員選考試験について説明。

【高田教育長】ただ今の件につきまして、何かご質問はございませんか。

〈質 疑〉

なし

【高田教育長】ほかにございませんか。なければ、以上をもちまして、第10回阿波市教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和5年1月25日

教 育 長

教育長職務代理者

委 員

委 員

教育総務課課長補佐